

韓国におけるマネーロンダリング関連法の特性-国際的要請への転換がもたらした効果-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2015-05-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 金, 恵京 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/17262

【論 説】

韓国におけるマネーロンダリング関連 法の特性

—— 国際的要請への転換がもたらした効果⁽¹⁾ ——

金 恵 京

目 次

はじめに

1. 韓国の資金移動監視体制の始動 (1995 年—2000 年)
2. 国際的潮流を意識した韓国の資金移動監視体制 (2001 年—現在)
おわりに

はじめに

近年のテロリズムの被害は世界的な広がりを見せている。アメリカ国務省が 2014 年 4 月に発表した 2013 年の国別テロ報告書 (Country Reports on Terrorism 2013) でも、テロの脅威が急拡大していることが指摘されている。そうしたテロの頻発地域としては中東や南アジアが政治的不安定性から高い数値を示しているものの、2000 年代以降、アジアもヨーロッパや北米に比べるとテロの発生件数は高い傾向が見られる⁽²⁾。よく知られる事例としては、2013 年 10 月の中国・天安門広場におけるウイグル独立を目指す過激派によると見られる自爆テロや、2013 年 3 月の韓国における金融機関やテレビ局を標的としたサイバーテロなどが挙げられる。

(1) 本研究は JSPS 科研費 25780032 若手研究 (B) (研究代表者 金恵京) の助成を受けたものである。

(2) 木原隆司「テロの計量分析序説—発生要因と成長率への影響」『PRI Discussion Paper Series』No.14A-01、財務省財務総合政策研究所研究部、2014、7 頁。

つまり、日本や韓国などの東アジア各国もテロへの対応を迫られているのである。

加えて、韓国は北朝鮮という分断国家との対立が常態化してきており、1958年の滄浪号ハイジャック事件から度々発生したハイジャック、1968年の大統領府（青瓦台）襲撃、1987年の大韓航空機爆破事件、あるいは数年に一度の割合で起きる小規模の爆撃や戦闘などもあることから、国家支援型のテロリズムと対峙する必要性がある。こうした中で韓国国内では北朝鮮の影響下にある諜報活動員へのあぶり出しや、彼らの活動資金の流れを止めることは長年の懸案となっている。

そうした国内外の影響から、韓国では指紋押捺を全国民に求めているなど、対応を重ねてきている。また、2010年には国務総理室内の公職倫理支援官室（現在は事務次長所属の公職服務管理官室）がネット言論の監視や電話の盗聴を行っていたことも明らかとなった。こうした行為に対しては、国際的に行き過ぎと批判を受けている⁽³⁾。しかしながら、韓国においてそれらは一定程度許容されてきた部分もある。それは、繰り返しになるが北朝鮮からの脅威を背景としている。

では、そうした対策を採る以上、韓国は他国に比べて、現代のテロ対策として優先順位の高いテロ資金供与防止体制は充実したものとなっていると考えるのが妥当といえる。そして、結論を先取りするというならば、それは確かに一定の評価を得ている。一方で、似通った法体系を持ち、韓国が当初参考にしてきた日本のマネーロンダリングやテロ資金関連法の国際的な評価は不十分なものと指摘されている。具体的には、2014年6月に日本はマネーロンダリング対策およびテロ対策の国際基準を満たしていないとして、政府間機関であるFATF（マネーロンダリングに関する金融活動作業部会）から迅速な法整備を求める声明文を公表されるに至った。FATFからこうした評価を受けたのは加盟国の中で日本のみである⁽⁴⁾。改善を求められた主たる点としては、①金融機関の顧客管理の充実 ②テロ行為に対する物質的支援も処罰対象にすること ③テロリストが居る場合にその資金の国内移動を防止すること、であった。そうした評価の差異が日韓両国の間で発生した事実を考えるに、韓国の法整備の過程を日本に紹介することには一定の意義がある。

そして、韓国のテロ資金供与防止体制、そしてそれに合わせて動くマネーロンダ

(3) その他、日韓米三ヶ国の行き過ぎたテロ対策については、金恵京『テロ防止策の研究—国際法の現状及び将来への提言』早稲田大学出版部、2011、99-122頁の事例を参照。

(4) 『日本経済新聞』2014年6月28日（朝刊）。

リング対策についての先行研究であるが、日本においては白井（2006）⁽⁵⁾で韓国のテロ対策全般を解説する中で資金供与防止についての概要が触れられただけで、詳しく理解されているとはいえない。また、韓国国内の先行研究としては、国際法との連関を意識し、現在までの韓国国内の状況を整理したジョソンテク（2013）⁽⁶⁾がある。その論考では韓国マネーロンダリング対策及びテロ対策が分析されているものの、国際的比較の視点が十分でないために一国の状況を検討するに止まっている。一方、本稿は日本の状況を検証した金恵京（2014）⁽⁷⁾との比較の視点を有し、韓国の当該対策の特性や分岐点を明らかにしている点に特徴を有している。

本稿の構成としては、韓国マネーロンダリング対策の現状を時系列に整理しつつ、それぞれの法令の特性を紹介していく。その上で、韓国マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策の特徴および変化を明らかにする。

1. 韓国の資金移動監視体制の始動（1995年—2000年）

(1) 国際的協調体制参加の意義と背景

韓国国内の金融機関における一元的な監督体制の執行機関である金融監督院は、マネーロンダリング防止の意義を、「金融機関などを利用する犯罪資金の洗浄行為を予防することにより、健全な金融取引の秩序を確立し、組織犯罪、麻薬犯罪などの反社会的な重大な犯罪の拡散を防止するため⁽⁸⁾」と述べている。犯罪によって得た金銭がそれを行った組織によって再度疑いを持たれない資金として活用され

(5) 白井京「韓国のテロリズム関連法制」『外国の立法』228号、2006、158–159頁。

(6) 조성택, “자금세탁방지제도 현황과 개선방안에 관한 연구 (A Study on the Countermeasure and Analysis of Anti-money Laundering in the South Korea)”, 한국치안행정논집 Vol.9 No.4, 한국치안행정학회, 2013년.

조ソン테크「マネーロンダリング防止制度の現状と改善策に関する研究 (A Study on the Countermeasure and Analysis of Anti-money Laundering in the South Korea)」『韓国治安行政論集』Vol.9 No.4、(韓国治安行政学会)、2013.

(7) 金恵京「国際取引における不正な資金移動規制に関する一考察—テロ対策受容における日本の課題」『法律論叢』86巻4・5号、2014.

(8) 금융감독원 감독총괄국, “자금세탁방지업무 검사매뉴얼”, 2012. 5, 7면
金融監督院 監督総括局『マネーロンダリング防止業務検査マニュアル』2012、7頁。

てしまうことは金融全体の信用性を失墜させる。また、暴力団のような反社会的組織だけでなく、テロ組織も彼らの資金作成手段（麻薬取引や恐喝など）で得た資金をマネーロンダリングの手法を用いて合法的な資金に詐称しようとする傾向があり、マネーロンダリングという形態はとらないが人質テロを行い、それによって資金規模を急速に拡大する場合⁽⁹⁾も見られる。

また、それと同時に懸念されるのが、マネーロンダリング対策が不十分となることにより、国の信用が低下するという点である。金融監督院も、国内外の信用を向上させることがマネーロンダリングと関連した金融機関と国家の評価リスク（**Reputation Risk**）を防止することに繋がると強調している⁽¹⁰⁾。現在の複雑かつ緊密化した金融市場の中で、脆弱性を有する箇所があるならば、マネーロンダリングを行う勢力に利用される危険が高くなることを意味し、その中継基地となることは一国の問題に止まらない。かつ、その資金がテロに用いられた場合、市民社会は二重の意味で痛手を被ることとなる。そうした認識もあり、マネーロンダリング対策は条約や国際協定の影響を強く受けることとなる。

また、韓国の法制度や条文の形式は従来より日本の法制度との類似性が指摘されてきている⁽¹¹⁾。そうしたこともあり、韓国のテロ資金供与防止対策を含むマネーロンダリング対策は日本との類似性が見られる。日本のマネーロンダリング対策やテロ資金供与防止体制の経緯の詳細については金恵京（2014）でもまとめたところであるが、日本が早期に経済発展を成し遂げ、先進国として **OECD**（**Organization for Economic Co-operation and Development**：経済協力開発機構）などの国際的な枠組みの中に入っていたこともあり⁽¹²⁾、韓国は当初、日本の対応を参考にしていた。では、その時点から韓国のマネーロンダリング対策の検証を始めていくこととする。

(9) 「イスラム国 油田、身代金で日収1億円 支配面積英国並み」『毎日新聞』2014年9月5日 朝刊。

(10) 註(8)に同じ。

(11) 金哲敏「韓国法曹事情—隣国から学ぶ司法改革のポイント」『自由と正義』第63巻第5号、2012、84頁。あるいは金恵京「韓国の国籍法における多文化家族の法的課題—日本との比較の視点から」『アジア太平洋討究』20号、2013。においても、国籍法に代表される日韓の法制の類似性を指摘している。

(12) 日本は1964年に加盟していたが、韓国がOECDに加盟したのは1996年である。

(2) 公務員犯罪に関する没収特例法

韓国におけるマネーロンダリングを規制した法律の端緒となったのは、1995年1月に制定された「公務員犯罪に関する没収特例法」である。同法は1994年に仁川で発生した仁川市北区庁税務課職員の税金横領事件を契機として作成された。同事件では、仁川市北区庁の税務公務員が銀行収納印を偽造して税金を横領した。この事件を契機に韓国国内では公務員の税金横領事件が多数明らかになり、社会的な注目を集めることとなったのである。

「公務員犯罪に関する没収特例法」は犯罪により不法に得た利益のはく奪という概念を最初に立法化したものである。それは第1条に、「特定公務員犯罪を犯した者がその犯罪行為を通じ取得した不法収益などを徹底的に追跡し、取り戻すため、没収などに関する特例を規定することから公職社会の不定腐敗の要因を根本的に取り除き、清廉たる公職の雰囲気を作ることを目的とする」としたことにも表れている。

そして、同法は2013年7月に改正され「犯人以外の者がその事情を知りながら取得した不法財産及びこれに由来する財産に対し、その犯人以外の者を相手に執行することができる」（第9条2項）との規定が盛り込まれた。それは元大統領である全斗煥氏の不正蓄財の追徴金が1997年の最高裁判決の時点で、2205億ウォンという規模に達していたが、その蓄財を家族に分散し533億ウォンを納めるに止まり、追徴を逃れようとしたことで、国内で批判が高まったために行われたものであった。

また、日本でマネーロンダリング対策を時系列に検証する場合、次項にて取り上げる麻薬関連法令および暴力団対策へと議論を展開させることが一般的である⁽¹³⁾。そして、それらの問題が主要な検証課題となっているが、韓国においては公務員あるいは政治家の汚職が不法な資金還流を語る上で大きな問題である点にその特性の一端があると見ることができる。

(13) 岡田薫「マネーロンダリング対策—国際的深化と我が国の対応」『レファレンス』57巻1号、2007。あるいは金恵京（2014）でも同様の構成をとっている。

(3) 麻薬類不法取引防止に関する特例法

1995年12月に制定された「麻薬類不法取引防止に関する特例法（麻薬不法取引防止法）」は日本で1991年に施行された「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（麻薬特例法）」との類似性が指摘されている⁽¹⁴⁾。同法は麻薬特例法と同様に、麻薬等で得た収益の隠匿等を犯罪化し、その剥奪などを定めることを目的に1988年にウィーンで採択された「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（麻薬新条約）」を韓国が締結したことに伴い、成立したものである。そして、同法では韓国国内において麻薬犯罪の領域に不法収益に対する没収制度を導入することに加え、マネーロンダリングへの処罰、不法収益などの没収・追徴を規定した。麻薬等の不法な薬物の取引を行った結果、発生した利益が麻薬生産等の活動に対して再投資されたり、麻薬等の不法薬物に関わる犯罪へ繋がることが多いに懸念されることから、その資金還流を止め、没収することを目指している⁽¹⁵⁾。

同法の目的として第1条に挙げられているのは、国際的に協力し、麻薬等に関わる不法行為への促しなどを防止することにより、麻薬等に関わる犯罪を抑制し、かつその予防を図り、麻薬新条約の効率的な施行のため麻薬等への管理に関する法律、そして関係法律に対する特例などを規定することである。

同法では、麻薬等の発見、及び不法収益などの出所に関する捜査を妨害したり、不法収益などの没収を避けるためにその組織の目的、所在、出所、帰属関係等を隠蔽・秘匿した者には、7年以下の懲役また3000万ウォン以下の罰金に処すると規定しており（第7条）、金融関連企業などに従事する者でその業務を遂行する中で、収集した財産が不法に得た利益に関係していることを知った場合、自ら申告するこ

(14) 김용욱, “자금세탁죄의 개정방향: 초국가적 조직범죄집단과 관련하여”, 『형사정책연구』 제20권 제5호, 한국형사정책연구원, 2009, 247面

キムヨンウク「マネーロンダリングの罪の改正の方向：超国家的組織犯罪集団と関連して」『刑事政策研究』20巻5号（韓国刑事政策研究院）、2009、247頁。

(15) 최승필, “자금세탁방지제도에 대한 법적검토”, 『중앙법학』 제13권 제1호, 중앙법학회, 2011, 10面

チェスンピル「マネーロンダリング防止制度に対する法的検討」『中央法学』13巻1号（中央法学会）、2011、10頁。

とも規定している（第5条）。

また、同法に違反する場合、その行為者及び金融機関、業務担当者を含めて両者を処罰する「両罰規定」が設けられている（第18条）。そして、麻薬取引行為で得られた利益は没収することも規定されている（第13条）。

この法律は麻薬類犯罪に限定すること以外、包括的性格を有するマネーロンダリングに関わる法律と大きな違いを見出すことは難しい。そこで、麻薬不法取引防止法に追加的意味合いをもって作成された「犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律」（後述）に統合し、一般的な法的根拠とするべきであるとの見解も存在している⁽¹⁶⁾。

(4) 金融実名取引及び秘密保障に関する法律

1997年12月に制定された「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」は、金融実名制の根拠法令としてマネーロンダリング規制を可能にする基礎法の一つである⁽¹⁷⁾。この法律は実際の名義による金融取引を実施し、その秘密を保障し金融取引の正常化を図り経済正義を実現し、国民の経済に健全な発展も図ることを目的としている（第1条）。

同法の主要な内容として挙げられるのは、すべての金融取引は実名で行わなければならないとした、いわゆる金融実名取引制を導入したことである（第3条1項）。また、金融関連会社に従事する者は個人情報の保護のため、書面上の要求や同意が無ければ、その金融取引の内容に対する情報や資料を他人に提供したり、漏らしてはならないという秘密保障の義務を持つ。裁判所からの令状、国税徴収法に基づく課税当局の要請、また国定監査及び調査に関する法律上の必要などがない場合、該当資料を他人に提供したり、漏らしてはならないとされている（第4条1項）。

同法により、韓国国内で金融実名制が確立される以前は、マネーロンダリングを監視及び規制する基本的な制度基盤の一つである本人確認が満足に行われてはいなかった。しかし、金融実名制の実施によって全ての口座の取引が実名で行われるようになったことにより、金融取引に対する監視、報告、捕捉、捜査という一連の

(16) キムヨンウク（2009）、247-248頁。

(17) キムヨンウク（2009）、233頁。

過程が明示されるようになったと評価されている⁽¹⁸⁾。

2. 国際的潮流を意識した韓国の資金移動監視体制（2001年—現在）

(1) 犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律

i 前提および概要

21世紀初頭の韓国においては前掲の「麻薬類不法取引防止に関する特例法」から「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」へと続く、一連のマネーロンダリング対策法は整備されていると捉えられていた。しかし、それらは国際的には不十分なものとされた。1989年にフランスで行われたアルシュ・サミットにて成立が決まって以来、国際的な悪意ある資金の移動に対して管理を行い、国際的な評価を指針を示している政府間会合 **FATF**（**Financial Action Task Force on Money Laundering**、マネーロンダリングに関する金融活動作業部会）がマネーロンダリングに関わる法体制の不備が韓国にあるとして、「マネーロンダリング防止非協調国家」に指定される可能性が生じたのである。そこで、韓国は「犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律（犯罪収益規制法）」および次項にて述べる「特定金融取引情報の保護及び利用に関する法律」の成立を進めるに至った。**FATF**からの評価が低下することは国際的な信用を大きく失墜させるため、韓国はそれに応じる方針をとったのである。

日本は **FATF** に設立当初から参加していたのに対して、韓国は当時から加盟を希望しつつ **2009** 年に至るまでそれが達成されることはなかった。国際的な地位を確立し、加盟の下地を作りたい韓国政府には、**FATF** の求める条件を満たすことが求められていた。そこで、従来、日本の法律を参考にしたり、国内事情を勘案することでマネーロンダリングに関連する国内法を整備してきた韓国は、この時期から国際的な潮流を主たる判断基準として法律を整備していくこととなる。

犯罪収益規制法が対応した **FATF** の要請は、**1996** 年に発表した **40** の勧告の中の刑事司法分野である。そのため、犯罪収益規制法には事前に同様の見地から国内

(18) チェスンピル (2011)、9頁。

法を整理していた日本の「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織犯罪処罰法：1999年成立）」の相当条項⁽¹⁹⁾との類似性も見て取れる。換言すれば、2001年の時期は韓国当局が、従来の日本を参考にするマネーロンダリング対策と国際的な要請との両方を意識していた期間と見ることができる。

ii 特徴

犯罪収益規制法は特定犯罪⁽²⁰⁾と関連した犯罪収益取得に関する事実を欺き、特定犯罪を実行するため、あるいは適法な取引財産であるように詐称するために犯罪収益を隠ぺいする行為（マネーロンダリング行為）を規制すること、ならびに特定犯罪と関連した犯罪収益の没収及び追徴についての特例を規定することで、特定犯罪を実行する経済的な要因を根本的に排除し、健全な社会秩序の維持に貢献することを目的としている（第1条）。

また、同法の主たる特徴としては、①マネーロンダリングの犯罪化、②犯罪の事実を知った際の申告義務、③犯罪収益の没収・追徴の三点が挙げられる。それらを以下に整理していく。

①マネーロンダリングの犯罪化

同法で規定されているのは特定犯罪から得る犯罪収益の隠匿、および偽装行為である資金洗浄を処罰することである。具体的には、犯罪収益などの取引または処分に関する事実の偽装、詐称、あるいは犯罪収益の発生原因に関する事実の隠匿、特定犯罪の実行、合法的に取得した財産のように偽装する行為といった犯罪収益などを隠ぺいする行為を指す。この法律に違反する場合、5年以下の懲役また3千万ウォン以下の罰金に処される。未遂犯、及び予備行為や陰謀行為をした場合も処罰を受

(19) 第2条の「定義」、第10条の「犯罪収益等隠匿」、第11条の「犯罪収益等収受」、第13条の「犯罪収益等の没収等」の条文と犯罪収益規制法に類似性が見られる。

(20) 犯罪収益規制法における「特定犯罪」とは、組織犯罪、大規模な経済犯罪、汚職など38種類の犯罪をいう。詳しくは、同法別表に規定される財産に不正な利益を取引する目的で犯した刑法、関税法、対外貿易法、弁護士法、不正小切手取締法、食品衛生法などに規定された犯罪と、犯罪収益規制法第2条1項に規定した売春あっせんなどの行為の懲罰に関する法律、暴力行為など懲罰に関する法律、国際商取引に関わる外国公務員に対する収賄防止法、特定経済犯罪加重処罰などに関連する法律、国際刑事裁判所が管轄する犯罪の処罰などに関連する法律、公衆などを脅迫する目的のための資金調達行為の禁止に関する法律などに関連する規定違反行為を指す。

ける（第3条）。

②犯罪の事実を知った際の申告義務

金融機関従業員が犯罪収益の隠ぺいや、偽装行為を知った際には管轄する捜査機関に遅滞なく申告することを求めている。当該行為は義務であり、それに違反した場合（知り得た情報を申告しなかった場合や、犯罪による利益授受の事実を漏らした場合も含める）、2年以下の懲役また1千万ウォンの以下の罰金に処される（第5条）。また、同法第5条3項ではその処罰対象者を金融機関に従事するものとしており、懲役刑と罰金刑を共に課すことが可能とされている。

③犯罪収益の没収・追徴

犯罪収益、犯罪収益に由来する財産、不法財産と合法財産との混合財産などを没収または追徴することも同法で規定されている（第8条、第9条）。これは犯罪の経済的な動機を根本から取り除くことを目的としている。犯罪収益規制法においては、犯罪収益などの没収範囲を刑法に定める没収範囲より拡大している。つまり、刑法で定める没収は犯罪行為に提供したもの、提供するもの、犯罪行為が原因で発生した結果取得したもの、その対価として取得したものなど、その性格により規定されていくが、犯罪収益規制法第8条では没収の対象を犯罪収益および犯罪収益に由来する財産とし、扱う範囲を広げている。

また、当該利益を没収することが不可能な場合、没収分に当たる価格を追徴する（第10条）。韓国には特定財産の没収に代わり、相当する財産を没収するいわば代替財産（**substitute property**）没収制度は認められていない。そこで、韓国の法体系に従い、目的を達成するために追徴規定を設けている⁽²¹⁾。

没収の手順、第3者の参加申請の特例、没収追徴の保全手順、国際共助手続きなどは前掲の「麻薬類不法取引防止法」を適用する（第12条）。麻薬類犯罪と関連する犯罪収益（不法収益）に対しては「麻薬類不法取引防止法」の没収追徴について

(21) 정웅국, “제금융에서의 자금세탁 위험과 제도적 대응전략”, 「하계학술발표논문집」 2012권, 한국행정학회, 2012, 23面
チョンウングク「国際金融での資金洗浄のリスクと制度的対応戦略」『夏季学術発表論文集』2012年号、(韓国行政学会)、2012、23頁。

の規定がある。外国の刑事事件に対しては、外国から没収あるいは追徴の確定した裁判の執行、没収、追徴のため、財産の保全に関わる共助要請がある場合には、一定の制限理由に該当する場合を除き、共助するとしている（第11条）。

韓国の刑法において、没収規定は犯罪行為が原因で発生しそれにより取得したものと、対価として取得したもの（刑法第48条1項、2項、3項）のみが没収の対象と規定されているため、犯罪収益などの徹底的な剥奪を図ることが難しく、また国際基準を満たしていなかった。しかし、犯罪収益規制法は国連の麻薬新条約など国際的な基準に対応させる形で、第8条に定めた犯罪収益などの没収、及び第9条に定めた没収の要件などの規定を設け、特定犯罪に対する没収制度を強化することを志向している⁽²²⁾。

(2) 特定金融取引情報の保護及び利用等に関する法律

i 目的および概要

2001年9月に制定された「特定金融取引情報の保護及び利用等に関する法律（以下、特定金融取引法）」は、1996年に改訂されたFATFによる40の勧告の金融分野に関する事項を反映したものである。金融取引を通じ、マネーロンダリング行為と公衆を脅迫し資金を不正に得る行為を規制するため、必要な金融取引情報の報告、あるいはその利用などの関連事項を規定するものである。具体的には国内の関連情報を集積するFIU（Financial Intelligence Unit）として「金融情報分析院」を設置し、金融機関への疑いのある取引報告制度（STR）、高額現金取引報告制度（CTR）、顧客確認制度などを規定している。

同法の目的は、外国為替取引など金融取引の中で悪用されるマネーロンダリング行為と公衆を脅迫し資金を調達する行為を規制するため、必要な特定金融取引情報の報告及び利用などに関する事項を規定することで犯罪を予防し、健全かつ透明な金融取引の秩序を確立することとしている（第1条）。

特定金融取引法の第2条1項には報告者となり得る金融機関の範囲を郵便局を含む一般金融機関だけでなくカジノも含んでおり、第2条4項には資金洗浄行為の

(22) 금융정보분석원, “자금세탁방지제도 소개”,

金融情報分析院「資金洗浄防止制度紹介」 <http://www.kofiu.go.kr>. (2014. 10. 3. 最終閲覧)

範囲を関連法に基づき具体的に記述している。

報告される犯罪の内容としては、第一に、犯罪収益規制法第 3 条による犯罪行為で、犯罪収益などの取得また処分に関する事実あるいは犯罪収益の発生の原因に関する事実を装い、特定犯罪を行い、合法に取得した財産に見せかけた犯罪収益などを隠ぺいする行為がそれに当たる。

第二に、麻薬類不法取引防止法第 7 条による犯罪行為である。麻薬等の発見や不法収益などの出所に関する捜査を妨害したり、不法収益などの没収を避ける目的で不法収益などの性質、所在、出所また帰属関係を隠蔽あるいは偽装する行為を指す。

第三に、租税犯処罰法に定められた犯罪行為である。同法第 3 条に定められた脱税、関税法第 279 条に定められた関税の脱税である。また、「特定犯罪加重処罰などに関する法律」第 8 条に定められた脱税については、年間 5 億ウォン以上の脱税を行う目的で、財産の取得、処分または発生原因に関する事実を偽装し、実際の財産を隠蔽する行為がそれに当たる。

つまり、特定金融取引法では、マネーロンダリング行為を犯罪収益の隠蔽や偽装だけでなく、外国為替などを用いて脱税を犯し合法的な財産の隠蔽を装う行為までを含めているのである⁽²³⁾。

また、同法第 5 条には内部通報に対する規定が定められている。内部通報とは資金洗浄及び公衆脅迫による資金調達危険を予防・緩和させるために、職員等の関係者によって持続的に行われる一連の取引の過程の中で、提供される金融商品、経営の手法、顧客の特性などを考慮して、違反の危険レベルにより規定された通報システム（コントロールシステム）である⁽²⁴⁾。金融関連会社などは疑いのある取引報告あるいは高額現金取引報告を円滑に行い、資金洗浄行為と公衆脅迫による資金調達行為を効率的に防止するため、報告業務を担当する者を任命し、内部報告の体系を確立しなければならない。そして、それに該当する職員の業務を行う際に、従

-
- (23) 김혜정, “자금세탁범죄대응의 문제점과 개선방안”, 『형사정책』 제 18 권 제 1 호, 형사정책연구원, 2006, 205 면
 김우현 「マネーロンダリング犯罪対応の問題点と改善案」『刑事政策』 18 卷 1 号、(刑事政策研究院)、2006、205 頁.
- (24) 이동수, 현대호, 김도승, “제정법제의 현대적 과제 (Ⅲ) —자금세탁방지—”, 재정법제연구 10-12-2-3 한국법제연구원, 2010, 68 면
 이도스, 히ョン데호, 김도스 「制定法の現代的課題 (Ⅲ) —マネーロンダリング防止—」『制定法の研究』 10-12-2-3、(韓国法制研究院)、2010、68 頁.

うべき手続き及び業務方針を明確に運用し、職員の教育及び研修に対し十分な措置を取るよう規定することが求められている。

また、特定金融取引法第8条では、金融情報分析院長が同法の目的を達成するために必要な場合、外国のFIUと相互に特定金融取引情報を提供し合うことも規定されている。

ii 特徴

特定金融取引法は、①金融情報分析院の設置、②疑いのある取引に対する報告制度確立、③高額取引報告制度確立と、三つの特徴を有している。以下にそれらを整理する。

①金融情報分析院の設置

2001年11月、特定金融取引法第3条に基づき、金融情報分析院は現代企画財政部の金融委員会の所屬として設立された。同院は、マネーロンダリングと関連する疑いのある取引との金融機関からの報告を通じて、当該金融情報を収集・分析し、その行動がマネーロンダリングと関連する取引と判断されれば、関係資料を捜査機関に提供するなどの任務を執行するマネーロンダリング規制のための核心的機能を有している⁽²⁵⁾。加えて、金融情報分析院は金融委員会所屬の独立機関として金融機関などが報告する疑いのある高額現金取引情報、あるいは外国のFIUから提供された情報、外国為替情報などを分析し、必要な場合、それをマネーロンダリング対策の執行機関である検察庁、警察庁、国税庁、関税庁、金融委員会、中央選挙管理委員会などに提供している⁽²⁶⁾。ここで注目したいのはマネーロンダリングに関する情報提供機関として、中央選挙管理委員会が挙げられている点である。公務員犯罪に関する没収特例法に言及した際にも述べたが、マネーロンダリングと選挙が関係している点が韓国の特徴であり、課題でもある。

そして、金融情報分析院は金融機関と法執行機関との中間に位置し、疑いのある取引の分析などを通じ、善良な取引者の金融取引を保護し、かつマネーロンダリングに関わる情報を集中管理し、エグモントグループを通じて他国のFIUと交流することにより国際的なマネーロンダリング犯罪に対する情報交換及び窓口の役割を

(25) キムヨンウク（2009）、233頁。

(26) 金融監督院 監督総括局（2012）10頁。

果たすものである⁽²⁷⁾。このエグモントグループとは、各国 FIU の交流、情報交換等の促進を目的とした非公式なフォーラムで、1995 年に設立された組織である。

また、金融情報分析院は金融機関などから収集した資料を効率的に分析するため、FIU である同院を頂点とする情報化システムを構築・運用する。なぜなら、現在、マネーロンダリングの手法は多様化しており、それぞれが管理する部署が異なる場合があるためである。例えば、不動産、貴金属、カジノ（合法・違法を問わない）などは通常、マネーロンダリングとして想定される金融取引とは監視機関が異なり、その情報は連関しない場合が多いため、それを統括する組織が必要となる。

②疑いのある取引に対する報告制度の確立

金融関連会社などは金融取引に関連した財産が不法財産⁽²⁸⁾と疑われるに当たる根拠がある場合、即座にその事実を金融情報分析院長に報告しなければならない（第 4 条 1 項）。金融関連会社は知り得た金融情報が不法な財産や、マネーロンダリングなどの疑いがある場合、調査を行う金融取引の基準金額⁽²⁹⁾以上の場合に限り、報告が義務付けられ、それ以下の金額ならば任意に報告する様に求められている。また、金融関連会社及びその従業員は、故意または重大な過失によって虚偽の報告をした場合以外、その報告と関連した金融取引の相手及びその関係者に対する損害賠償の責任を問わないとされている（第 4 条 7 項）。そして、FATF の「40 の勧告」における疑いのある取引に関する勧告に従う形で、金融関連会社は犯罪収益や、テロ資金調達と連関性が疑われる場合、また当然疑われるに値する状況がある場合、金融情報分析院に報告することが求められている。

疑いのある取引に関する規定はエグモントグループの全会員国から採択されている。不法財産であるか、あるいはマネーロンダリングを行っていると思われるに

(27) 재정경제부 금융정보분석원, “자금세탁방지제도 해설” 2003, 37-38 면

財政経済部 金融情報分析院『資金洗淨防止制度の解説』2003、37-38 頁。

(28) 特定金融取引報告法第 2 条 3 項に示されている「不法財産」とは、①犯罪受益規制法第 2 条 4 項に規定された犯罪受益など、②麻薬類不法取引防止法第 2 条 5 項に規定された不法受益など、③公衆脅迫資金調達禁止法 2 条 5 項に規定された公衆脅迫資金を指す。

(29) 疑いのある取引の審査が行われる基準金額は、2001 年の段階では 5000 万ウォンであったが、2004 年 1 月の法改正では 2000 万ウォン、2010 年 3 月の法改正では 1000 万ウォンとその基準値を下けている。そして、2013 年には基準値自体の廃止が国会で議論された。また、外貨の場合は 5000 米ドルである。

当たるか否かの判断を下すのは金融関連会社の従業員であり、同制度は彼らの主観的な基準による報告となる特徴がある。そのため、疑われるに当たる根拠に対し、主観的な判断を排除する客観的な基準が必要である。特に、①疑いの基準に対する基本的な指標および取引に適合性があるか否かの基準などを提示し、判断を客観視できた場合、②特定金額の水準を満たした場合には、それを報告することは義務とされる。ただし、そのような義務に関しては、多大な負担を抱えることとなる内部告発者の保護制度及び報奨金付与制度は検討される必要がある。

③高額取引報告制度の確立

高額現金取引報告制度（Currency Transaction Reporting System, CTR）は一定金額以上の現金取引を FIU に報告するように定めた制度である。金融機関などは大統領令が定める金額以上の現金（外国通貨除く）、及び現金と類似する機能を持つ支払手段として金融取引の相手に支払われたものを取引相手が領収した場合には、その事実を 30 日以内に金融情報分析院長に報告することが定められている（第 4 条 2 項）。具体的には、金融機関は同一人物が同一金融会社から 1 取引日の間に大統領令が定める金額⁽³⁰⁾以上の現金を出入金した場合、取引者の身元と取引日時、金額などの事実を 30 日以内に金融情報分析院に自動的に報告するコンピュータシステムを自社内に構築しなければならないとされている。

高額現金取引報告制度は、前掲の金融機関によるマネーロンダリングと疑われる取引報告制度とは区別される。高額現金取引報告制度は主観的な要素ではなく、客観的な数値基準のみによった報告義務があり、疑いのある取引報告制度は容疑に対し主観的な判断が入ることが前提となっている。実際、疑いのある取引報告は担当者が消極的な判断する場合、マネーロンダリング防止の効果が希薄になる危険がある。一方、高額現金取引報告の場合には客観的な基準による報告がなされ、基本資料の確保が優先され、報告に値する基準が一般に公開されており、マネーロンダリング行為に対する予防効果も期待される⁽³¹⁾。

韓国は金融取引で現金取引の頻度が高まり、マネーロンダリングを防止する上で

(30) 報告基準となる金額は法改正に伴い、2006 年には 5000 万ウォン、2008 年には 3000 万ウォン、2010 年には 2000 万ウォンと下降傾向を見せている。

(31) チェスンピル（2011）、6 頁。

重要な法令導入の必要性が提案されて来た。金融情報分析院によれば、この制度がマネーロンダリング遮断に効果的であることが認められたため、FATF など資金洗浄防止に関連する国際機構は各国がそのような制度を導入することを積極的に勧めるようになっているとしている⁽³²⁾。

また、アメリカ、カナダなどでは報告と関連した費用負担を減らし、資料の実効性を向上させるため金融関連会社が資金洗浄の危険性が相対的に低い政府機関また金融機関などと取引した場合、金融関連会社が自ら判断し、報告の対象から除く報告免除制度を設けている。同様に、韓国は顧客の現金取引報告免除対象機関を特定金融取引法の執行令に明示し（第 8 条 5 項）、対象機関の高額現金取引報告を免除するよう定めた「免除対象法廷指定方式」を採択している⁽³³⁾。

iii 2006 年から 2010 年の法改正に伴う顧客確認義務の確立

金融関連会社が顧客と取引する場合、顧客の実姓名は最低限必要となる。それ以外には、住所、連絡先などを追加確認し、マネーロンダリング等の恐れがある場合、実際の当事者であるか否かという点、及び取引目的の確認が求められる。金融関連会社が顧客に対してそのように適切な注意を払うようにするのは自らが提供するサービスがマネーロンダリングなどに利用されることを防止するためであり、それは適切な注意を払わなければならない義務事項となっている。

金融機関などは金融取引を利用した資金洗浄行為及び公衆脅迫による資金取得行為を防止するため、適切な注意として顧客が新しい口座を設け、大統領令で定めた 2000 万ウォン以上の金融取引をする場合には取引当事者の身元を確認しなければならず（第 5 条 21 項 1）、実際に取引当事者であるか否かが疑われる顧客がマネーロンダリングと公衆脅迫による資金調達を行う恐れがある場合、実際の当事者であるか否か、そして金融取引の目的を確認しなければならない。それは規則的な義務であり、該当金融機関職員に判断の余地は与えられず、義務違反だけで犯罪化される。各項による確認処置などの対象、基準、手続き、方法とそれ以外の必要な事項は大統領令で定められている（第 5 条 2, 3 項）。

(32) 금융정보분석원, “자금세탁방지제도 소개: 고액현금 거래보고”,
金融情報分析院「マネーロンダリング防止制度紹介：高額現金取引報告」
<http://www.kofiu.go.kr> (2014 年 10 月 5 日、最終閲覧)

(33) 同上

顧客の確認義務は金融会社が顧客の需要に合致する金融サービスを提供しながら、正確な顧客の確認を通じてマネーロンダリングの危険性を最小化し、金融関連会社の評価低下の危険性を低減させる方法と認識されている。また、顧客の確認義務はマネーロンダリングを防止する側として金融関連会社が通常、顧客に対する情報を把握・蓄積し、疑いある取引の有無を把握する基本資料として活用される。韓国は金融实名制に基づいた上で、金融实名制に含まれていない事柄を補完するために特定金融取引法に基づき、2006年1月18日から顧客確認義務を導入した。そして、2010年7月に制定および施行した「資金洗浄防止及び公衆脅迫資金調達禁止業務規定（FIU告示）」では顧客の確認義務の履行に関して詳細に規定している⁽³⁴⁾。

また、2007年12月21日に公布され、2008年12月22日に施行された改定特定金融取引法は金融機関が自ら顧客及び取引における従来の類型によりマネーロンダリングあるいは公衆脅迫による資金調達の危険度を評価し、その危険度により危険の予測される顧客、あるいは危険度の高い取引について、より強化した顧客確認を行うことを義務化している。そこでは、マネーロンダリングを行う恐れがある顧客を選別する為、危険度評価システムを導入した。そのようなシステムを導入したことで、「マネーロンダリングの恐れがある場合、実際の当事者であるか否か、及び金融取引目的の確認」が実質的に可能になった。危険度の高い顧客あるいは危険度の高い取引の場合、一般の顧客に対するものよりも強化された確認の手続きと方法により、顧客確認を行う際にはリスクベースアプローチ（Risk-based Approach）に基づいて、より効率的に資金洗浄が疑われる取引を排除することができるとしている。

iv 2013年の法改正の主要内容

そして、2013年の法改正による特定金融取引法の三つの変更点を以下に整理しておく。2001年に成立した後も、特定金融取引法が随時内容を更新している姿勢は前述の内容も含めた頻度からも見て取ることができる。

第一に、国税庁長官への特定金融取引情報の提供である。国税庁の脱税調査の実

(34) 금융정보분석원, “자금세탁방지제도 소개: 고객확인보고”,
金融情報分析院「マネーロンダリング防止制度紹介：顧客確認制度」<http://www.kofu.go.kr>
(2014年10月5日、最終閲覧)

効性のある執行のため、脱税の疑いを確認する税務捜査に必要な場合、特定金融取引情報を国税庁長官に提供する法的根拠が設けられた。また、第7条に記載されている捜査機関などに対して情報提供を行う金融情報分析院長は租税犯処罰法第3条に規定された脱税などによる反則に関わる疑惑確認のため、税務捜査業務に必要と認められる場合、国税庁長官に特定金融取引情報を提供するように定められた。

第二に、制裁の明確化によるマネーロンダリング対策の実効性の向上である。具体的には、金融機関などの監督及び検査などに際して、金融情報分析院長は金融関連会社などが高額現金取引に伴うマネーロンダリングの疑いのある取引報告などの重大な義務を違反する場合には、営業停止を要求し、資金洗浄防止に関連する検査と制裁を行うとされている（第11条）。

また、金融関連会社などの法律違反の程度に比例して6か月の範囲内で営業のすべて、あるいは一部の停止要求、あるいは機関への警告などの制裁が設けられた。また、職員への制裁規定を明確化する目的で、職員の解任勧告、職務停止、問責警告、注意的警告、注意、職員の免職、停職、減俸、けん責、注意等が示された（第11条3項）。

そして、今回の改正から顧客の確認義務に違反する場合も罰金の処分対象に含まれるようになった。具体的には、罰金の規定は疑いのある取引、及び高額現金取引を報告しないとといった顧客確認義務違反、及び確認措置をしないとといった金融情報分析院長の命令、指示、検査に対する不履行、妨害、または回避を試みる者に対し、最大1000万ウォン以下の罰金に処すると規定している（第17条）。

第三に、金融取引情報秘密保護義務の対象者の拡大である。2013年の改正ではマネーロンダリング防止の情報化業務及び検査業務の過程において、金融情報を扱うような電算システム管理者、助手（インターン）、監督検査者などに対する秘密保障の規定が設けられた。彼らが職務のため取得した情報を漏らすことは禁止され（第9条1項）、違反した場合5年以下の懲役、また3000万ウォン以下の罰金に処されるとされている（第13条2項）。

(3) 公衆など脅迫の目的のため資金調達行為の禁止に関する法律

i 概要

2007年12月に制定された「公衆など脅迫目的のための資金調達行為の禁止に関

する法律（公衆脅迫資金調達禁止法）」はテロ資金調達を規制する法律である。韓国は2004年2月に「テロ資金供与防止条約（International Convention for the Suppression of the Financing Terrorism）」を批准したことに伴い、条約を履行するため公衆脅迫資金調達禁止法を制定し、同法は2008年12月22日から施行された。

韓国にはテロ行為自体を包括的に禁止する法案は存在しない。そのため、「刑法」「空港安全及び保安に関する法律」「船舶及び海上プラットフォームに対する危害行為の処罰などに関する法律」などの個別法律を組み合わせる形で、ハイジャック、シージャックなどの各種テロ関連行為を規制している。テロ行為を包括的に規定する法案が国会に提出されたことがあるが、未だ制定には至っていない⁽³⁵⁾。

そして、この法律が成立した際には、テロの位置づけ等に関する法的正当性を問う声が多く、議論が重ねられたものの、テロ資金の金融制裁強化の必要性をFATF等が指摘したことに伴い、法律をさらに強化する方向に改正案を検討する傾向が見られる⁽³⁶⁾。その背景には、国内法上の正当性よりも、国際的な要請からテロ資金に不正な資金が流用されることを防ごうとする認識が優勢となっている状況が見て取れる。

ii 主要内容

①公衆脅迫による資金調達行為の犯罪化

公衆など脅迫の目的のために集積された資金、いわゆる「公衆脅迫資金」とは国家あるいは地方自治体、もしくは外国政府の権限行使を妨害する目的、あるいは公衆に危害を加えることにより公衆を脅迫する目的で、殺人、人質行為、航空機テロ、船舶テロ、爆発物テロ、核及び放射線物質テロを行うために徴収、提供され、管理された資金や財産を指す（第2条1項）。韓国においては「テロ」に関する法的な定義が無いため、「テロ資金」とする代わりに「公衆脅迫資金」との用語が

(35) 詳しい経緯は金惠京（2011）、111-113頁、参照。

(36) 이만중, “공중협박자금 조달금지법의 체계론적 고찰”, 한국치안행정논집 제7권 제1호, 한국치안행정학회, 2010년.

イマンジョン「公共の脅迫資金調達禁止法の体系論的考察」『韓国治安行政論集』7巻1号、(韓国治安行政学会)、2010.

用いられている⁽³⁷⁾。これは国際的なテロの定義の無い中で、テロ資金供与防止条約が採った手法と同様である。

公衆脅迫資金に利用されることを知り、資金または財産を徴収、提供、管理する者、ならびに公衆脅迫資金に利用されることを知りながら資金または財産の徴収、提供、管理を強要したり勧誘した者は 10 年以下の懲役または 1 億ウォン以下の罰金に処するとされている（第 6 条 1 項）。

②公衆脅迫資金の調達に関する事前予防措置

公衆脅迫資金を調達した者は、現在または過去に直接的あるいは間接的にテロを行ったり、公衆脅迫資金を調達した経験などを利用したマネーロンダリングを行う危険性が高いため、金融機関などはそれらの危険を予防するための必要な手続き、及びそれらを統制する法律を成立させなければならなかった。そこで、公衆脅迫資金調達禁止法において金融委員会は、韓国が締結した条約及び慣例国際法を誠実に順守するため公衆脅迫資金調達に関わる規制が必要な場合（第 4 条 1 項 1）⁽³⁸⁾、国際平和と安全維持のため国際的な努力に特に寄与するため公衆脅迫資金調達の規制が必要な場合、そして個人・法人または団体が公衆脅迫資金調達と関連していると判断される場合には企画財政部の大臣、外交部の大臣、法務大臣の同意を事前に受けて、該当者を金融取引など制限対象者に指定し、告示することが出来る（第 4 条 第 1 項、第 2 項）。そして、この規程に基づき、アルカイダ関係者などが制限対象者として、毎年告示されている⁽³⁹⁾。

③犯罪認知申告義務

従業員を含め金融関連会社などは許可を得た場合を除き、金融取引など制限対象者に指定され、告示した者の金融取引、及びそれに従った支払あるいは領収業務を扱ってはならないとされている（第 5 条 1 項）。金融関連会社などの従業員は金融

(37) 금융정보분석원, “테러자금조달금지제도”, 2010, 7 면

金融情報分析院『テロ資金調達禁止制度』2010、7 頁。

(38) 1999 年の国連安全保障理事会決議 1267 号によってアルカイダやタリバンの関係者として指定・告示した者は自動的に韓国の金融取引制限対象者に加えられている。

(39) 金融委員会公示第 2014-17 号による金融取引制限対象者はアルカイダ関係者をはじめ 428 名である。<http://www.kofiu.go.kr>。(2014 年 10 月 7 日、最終閲覧)

取引と関連して授受した財産が公衆脅迫資金であるとの事実を知り得た際には、金融取引中であっても直ちに管轄の捜査機関にその事実を申告しなければならず（第5条2項）、申告を検討したり、実際に申告した場合にその事実を該当金融取引相手を含め他人に漏らしてはならないとされている（第5条）。

おわりに

先に述べたように、韓国におけるマネーロンダリング対策はかつて国際的な潮流から遅れを見せており、先行する日本の法令を参考にしながら体制を整えていった経緯がある。確かに、1990年代の段階ではそれは適切な評価であった。しかし、21世紀に入り、韓国は国際的な要請や状況に合わせることで、その体制を急速に充実させていった。

その証左となるのは二つの国際的な評価である。第一に、日本が金融庁にFIUとして特定金融情報室が設置されたことをもって2000年にエグモントグループに加盟（2007年にFIU機能を国家公安委員会に移管したため、同年に再加盟）したのに次ぎ、韓国は金融情報分析院をFIUに設定したことで2002年にエグモントグループへの加盟を果たしている。つまり、国際的な観点からも21世紀に入り、韓国は体制を整えてきたのである。第二に、「はじめに」でも取り上げたように、日本は2014年6月に日本はFATFから迅速な法整備を求める声明文を公表されるに至った点である。そうした経緯から考慮するに、韓国は日本に比べ国際的基準に近づくための努力を2001年を境に着実に重ねていると見てよい。

ただし、そうした成果を見せる韓国であるが、マネーロンダリング対策としては、本文中にも少し触れた課題がある。それは汚職とマネーロンダリングの関係である。金（2014）の中で日本の課題として、暴力団と金融機関の関係を指摘したが、韓国の場合はマネーロンダリングそのものについては、それが大きな課題となっている訳ではない。しかしながら、「汚職は1980年代以降、しばしば大統領自身あるいはその親族・側近を巻き込む大スキャンダルに発展するまでに、政治・行政の「常」となっている⁽⁴⁰⁾」とも指摘される韓国の汚職の状況は社会全体を覆

(40) 堀金由美「汚職と経済発展のパラドックス—韓国朴政権下における官僚の合理的行動か

う問題といえる。換言すれば、マネーロンダリングを行おうとするものが標的とするのは、金融に関係するその社会の短所である。そうした認識の下、韓国はマネーロンダリング対策を行わなければならないであろう。加えて、FATF も勧告の中で、重要な公的地位を有する者（Politically Exposed Persons: PEPs）に対して、外国人 PEPs だけでなく国内 PEPs、あるいは当該 PEPs の家族又は近い間柄にある者に関しても、金融機関等による厳格な顧客管理を求めることとしている状況を考えるに、テロ資金と政治との関連は深いものがある。その中で見過ごされる資金が無差別テロに還流しないように、監視体制を整えることも韓国当局には求められよう。

ら見た試論」『年報政治学』60 卷 1 号、2009、323 頁。